

老発０３３１第６号
保発０３３１第４号
令和７年３月３１日

各 地方厚生（支）局長 殿

老 健 局 長
保 険 局 長

令和７年度に地域包括ケア推進課が行う
老健局及び保険局関係の業務について（通知）

令和７年度において地域包括ケア推進課が行う老健局及び保険局関係業務について、次のとおり定めたので通知する。

本通知は、各地域包括ケア推進課が行う地域包括ケアシステムの構築の支援に関する基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

１ 地域包括ケア推進課が行う業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課（以下「推進課」という。）においては、各地方厚生（支）局の管内における地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

２ 地方厚生（支）局における推進体制

（１）地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケアシステムの構築の支援については、地方厚生（支）局長の主導の下、地方厚生（支）局内の他の部署からの支援も得ながら総合的に取り組むことが必要と考えられることから、各地方厚生（支）局に設置されている地域包括ケア推進本部を開催し、自治体等の課題やその解決に資する支援方策の検討等を行うことが望ましい。

(2) 地方厚生（支）局の外部の関係者の意見等の聴取

地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、各地方厚生（支）局の実情に応じて、都道府県・市町村、有識者、関係団体等外部の関係者から、地域包括ケアシステムの課題や地方厚生（支）局が行う業務に関する意見等を聴く場を設けることが望ましい。

3 令和7年度における老健局関係の推進課の業務

各地方厚生（支）局管内において、地域の課題や実情に即した地域包括ケアシステムの体制構築が着実に推進されるよう、老健局と連携を図りながら、以下の取組を実施するようお願いしたい。

(1) 地域支援事業に関する業務

ア 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

市町村における地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45）の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握した内容、イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の個別協議については、令和6年度から個別協議の要件や上限超過承認額の明確化を行ったところであり、個別協議の承認が適正に実施されるよう都道府県等に対する助言及び支援を行う。

イ 地域支援事業交付金の交付等

地域支援事業交付金（介護保険法第122条の2）について、地域支援事業交付金交付要綱（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知の別紙）に基づき交付に関する事務を行う。

(2) 認知症施策に関する業務

ア 認知症施策の普及・啓発

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づく認知症施策について、講演等の実施、関係行事への積極的な参加等、認知症施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 認知症施策に係る地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

地域支援事業のうち、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員及び認知症サポーターによる活動促進・地域づくり推進に関する事業（介護保険法第115条の45第2項第6号）の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握した内容、(1)イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

ウ 認知症施策に係る各種事業の実施状況の把握、助言、支援

若年性認知症やピアサポート活動に関する支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する取組の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(3) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 6 条に規定する基金）に基づく事業（同法第 4 条第 2 項第 2 号ハ、ホ及びヘに規定する事業に限る。）の管内都道府県における実施状況や課題等について、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査（都道府県ヒアリングを含む。）、交付決定・交付額の確定等により把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(4) 介護保険事業（支援）計画に関する業務

介護保険事業（支援）計画（介護保険法第 117 条第 1 項及び第 118 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画）に関する取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握し、当該都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(5) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する業務

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（介護保険法第 122 条の 3 の規定に基づく交付金）の評価結果を通じ把握した管内都道府県等における高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の課題等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(6) 地域包括ケアシステムの普及・啓発・推進支援に関する業務

ア 地域包括ケアシステムの普及・啓発

地域包括ケアシステムに関する施策について、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演等の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 地域包括ケアシステムの推進支援等

地域包括ケアシステムを推進するため、有識者等による市町村に対する伴走的支援等を実施する「地域づくり加速化事業」について、厚生局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援及びブロック別の研修を行うことにより、管内市町村への支援を行う。

また、地域づくり加速化事業において都道府県が主導する事業に可能な範囲で参

画するとともに、老健局が実施する他の伴走的支援の取組や都道府県や他省庁等が実施する取組にも可能な範囲で参画するなど、地域包括ケアシステムの構築に取り組む自治体の情報収集及び支援等に努める。

4 令和7年度における保険局関係の推進課の業務

(1) 基本的な考え方

人生100年時代を迎える中、高齢者ができる限り健やかに過ごすことができる社会としていくため、高齢者に対するきめ細かな高齢者保健事業と介護予防の重要性は益々高まっている。

そのため、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する高齢者保健事業については、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業と一体的に実施する必要がある。

地域包括ケアシステムが、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防等が包括的に確保される体制であることを踏まえると、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）の推進は、地域包括ケアシステムの構築の一環をなすものであり、推進課においては、各地方厚生（支）局の管内における一体的実施の支援に関する業務等を行う。

一体的実施は、市町村が広域連合からの委託を受けて事業を実施することから、市町村が中核的な役割を担っており、都道府県は、広域連合又は市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う役割を担っている。推進課は、都道府県に対する支援業務を行うとともに、事例の横展開等を通じて広域連合又は市町村に対する支援を行う。

(2) 一体的実施の実施状況の把握、助言、支援

市町村における一体的実施の実施状況、実施に当たっての課題等について、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、管内の都道府県及び広域連合等に対する意見交換会やヒアリング等の実施を通じて把握した内容及び（3）に示す後期高齢者医療特別調整交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を保険局高齢者医療課に情報共有するとともに、それらの情報を踏まえ、都道府県及び広域連合等に対する必要な助言及び支援を行う。

(3) 後期高齢者医療特別調整交付金の審査

一体的実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第6条第1項の特別調整交付金をいう。）について、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第9号に関する交付基準に基づき交付に関する事務を行う。

5 老健局及び保険局の支援

老健局及び保険局は、推進課が行う 3 及び 4 の各業務に関して、推進課と相談しながら、企画立案、情報の提供、資料の作成支援、助言等を行う。